

# 大淀学園役員退職金支給規程

制 定 昭和60年 2月 1日  
最終変更 昭和62年 4月 1日

(目的)

第1条 この規程は、役員退職または死亡について、一時金による支給を行い、もって役員在任期間中の功労に報いることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は理事長に適用する。役員退職金は、役員として円満に勤務し、死亡、定年または自己の都合による退職をした者に支給する。

2 次の各号の1に該当する場合には、第3条の役員退職金を減額または支給しないことがある。

- (1) 退職に当たり、所定の手続き及び事務処理等をなさず、法人業務の運用に支障をきたす場合
- (2) 退職に当たり、法人の信用を傷つけ、または在任中知り得た法人の機密をもらすことによって、法人に損害を与えるおそれのある場合
- (3) 在任中不都合な行為があり、役員を解任された場合
- (4) その他前各号に準ずる行為があり、理事会で減額ないし不支給を適当と認めた場合  
(役員退職金の支給算定基準)

第3条 役員退職金の支給算定基準額は、退任時の最終役員報酬月額をもって基本額とし、これに役位別に在任1カ年当たり、下表の各役位別倍率(役位別支給率)を乗じて得た額の累計額とする。

各役位別倍率(役位別支給率)

役位	倍率(在任1年当たり)
理事長	5
理事	2

(特別功労金)

第4条 理事会は退職役員功績を評価し、前条で定めた退職金のほかに特別功労金を加算して支給することがある。

(在任期間の計算)

第5条 在任年数は、就任の月から起算して、死亡または退任の月までとする。

2 在任年数において1年未満は、月割計算とする。

3 就任後、改選により役位に異動が生じたときは、異動の月から新しい役位を適用する。

第6条 本規程に定めなき事項については、理事会で協議決定する。

(規程の変更)

第7条 この規程を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、昭和60年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。